

外国人体格検査表及び無犯罪経歴確約書について

1. 外国人体格検査表について

健康基準について

外国人留学生は、心身共に健康でなければならず、重度の疾病・伝染病や身体欠陥があつては留学できないため、渡航する前に身体検査を受ける必要がある。

渡航後に検出された場合や虚偽の報告があつた場合は、直ちに退学し帰国しなければならない。旅費は自己負担となる。

受診について

- ・外国人体格検査表は、面接選考合格者のみ提出が必要となる。しかし、検査結果が出るまで時間が掛かるため、書類選考に合格した時点であらかじめ受診する医療機関の予約をとるなどして、締め切りに間に合うように準備しておくこと。
- ・既に中国の大学に留学している、かつ同大学のみ希望する者で、有効期限が 2026 年 9 月以降の外国人居留許可証を持っている場合は、外国人体格検査表の代わりに、そのコピーを CSC 電子申請システムにアップロードすること。持っていなければ、医療機関で受診し外国人体格検査表を提出しなければならない。
- ・すべての検査項目を同一の病院で受診し、**英語**で記入してもらうこと。
- ・日中友好医院（東京都内）、もしくは日本国内、中国内の国公立病院で受診すること。
- ・検査（診断書作成含む）費用は自己負担で、2 万円～3 万 5 千円程度掛かる。
- ・貼付された証明写真には、検査を行った病院の印章（所定用紙裏面下段と同じもの）で割印をしてもらうこと。なお、証明写真に規定はなく、CSC 電子申請システムや和文出願書に使用する写真と同一のものでも構わない。
- ・胸部 X 線検査欄と心電図の欄には、所見を記入してもらい、証明書を添付すること（病院が証明書を発行しない場合、レントゲン写真のフィルムをもらうこと）。
- ・HIV や梅毒等の血液検査の結果は、外国人体格検査表の Laboratory exam の欄に、それぞれ記入し、オリジナル・データを添付すること。
- ・外国人体格検査表の正本及び HIV や梅毒等の血液検査結果のオリジナル・データ、胸部 X 線検査のフィルム、証明書、心電図などは本人が保管し、渡航諸手続きや中国への渡航時に必ず持参すること。
- ・次のような外国人体格検査表は提出されても不合格となるので、注意すること。
 - ▶ 医者の意見 Suggestion の欄に「留学に支障がない」という結論が明記されず、不正常な項目のみ列記されている
 - ▶ 未記入の欄がある
 - ▶ 証明写真が貼付されていない
 - ▶ 証明写真に割印が捺印されていない
 - ▶ 医師のサインがない
 - ▶ 病院の印章が捺印されていない

所定用紙：[海外留学情報サイト「中国政府奨学金」ページ](#)よりダウンロードすること。

提出について

面接選考合格者は、**2026 年2月28日(土)**までに医療機関が記入した外国人体格検査表をCSC電子申請システムにアップロードすること。

2. 無犯罪経歴確約書について

外国人留学生は、犯罪に手を染めるような危険な人物でないことを確約するために、CSCが作成した無犯罪経歴確約書を提出しなければならない。

所定用紙：[海外留学情報サイト「中国政府奨学金」ページ](#)よりダウンロードすること。

提出について

面接選考合格者は、**2026 年2月 28日(土)**までに無犯罪経歴確約書(所定用紙)を印刷・直筆で署名し、CSC電子申請システムにアップロードすること。

3. 注意事項

- ・マルチコピー機を利用してスキャンし、PDF ファイルでアップロードすること。
 - ・提出前、文字が読み取れるかを必ずコンピューターでチェックすること。
 - ・外国人体格検査表について、可能な限り、付随するすべての証明書をアップロードすること。
 - ・外国人体格検査表と心電図、胸部X線検査のフィルム、HIVや梅毒等の血液検査結果のオリジナル・データなどは、一つの PDF ファイルに結合してからアップロードすること。Word ファイルのアップロードは不可。
- ※心電図などコピーが困難な証明書は、アップロードしなくてもよい。